



あいわ通信

あいわ総合司法書士事務所

～事務所からのお知らせや知って得する法律情報をお届けします～

ごあいさつ

今月号のあいわ通信をお届けいたします。弊事務所では、小さな事件でもお客様の立場に立って、事件解決に向けて誠実に対応しております。もし、お悩みごとなどございましたら、お気軽に弊事務所までご相談ください。今後とも、よろしくお願いいたします。

戸籍事項証明書の広域交付制度がスタート

こんにちは、司法書士の高井です。

戸籍法の改正により2024年（令和6年）3月1日から戸籍謄本の広域交付制度が始まりました。

戸籍謄本の取得がどの市区町村の窓口でもできるようになり、この制度により本籍地が遠方であっても、住所地や勤務先に近い市区町村役場で戸籍謄本等を請求できるようになりました。

ただし、注意点もございます。

- (1) 利用可能であるのは、「本人」「配偶者」「直系尊属」「直系卑属」に限定されています。
- (2) 窓口での申請・取得に限定されており、郵送申請や代理人による取得はできません。
※司法書士による職務上請求も不可とされております。
- (3) 傍系の相続人（兄弟姉妹など）の戸籍の請求は対象外です。
- (4) 郵送申請や代理人による請求など、広域交付を利用しない場合の戸籍謄本の取得は、従来どおり、本籍地の市区町村の役所にて取得する必要があります。本籍が複数の市区町村にわたって転々としている場合には、全ての市区町村で戸籍等を取得する必要があります。
- (5) 戸籍の附票は広域交付制度の対象となっておりません。

戸籍の広域交付制度が始まったことにより、2024年4月1日に義務化される相続登記申請の際に必要な戸除籍謄本の取得の負担も軽減されます。

たとえば、①依頼人自身の直系血族の戸籍は、依頼人自身が広域交付制度を利用して本人請求で取得し、②司法書士は傍系血族の戸籍や戸籍の附票を職務上請求することにより、戸籍収集の日数や郵便小為替コスト等を削減することができ、負担軽減を図ることができます。

ただし、制度が始まったばかりのため、札幌市のウェブサイトには、「証明書の発行・交付に時間を要しております。特に過去の除籍謄本や改製原戸籍は、交付までに長時間かかる状況です。相続等で出生時まで遡って請求される際は、当日に交付できず、再度来庁いただく場合がありますのでご了承ください。お急ぎの場合は本籍地へご請求ください。」と案内がでております。

当事務所では、戸籍の広域交付制度や戸籍収集を初めとした相続登記に関するご相談を広く受け付けております。相続に関するご相談をご希望の方は、遠慮なく当事務所までご相談ください。

司法書士 高井和馬



クレジットカードの任意整理

債務整理（借金問題）の相談の中で、クレジットカードの任意整理の相談を受ける機会が多いです。今月のあいわ通信では、クレジットカードの任意整理について、ご紹介いたします。

クレジットカードの利用者は、翌月に一括払いの支払方法を選択している方も多く、毎月の返済額が10万円を超えるような大きな金額になることがあります。クレジットカードを複数契約しているとリボ払いに変更しても支払いが追いつかなくなり滞納する方もいらっしゃいます。

このように返済額が膨れ上がってしまった場合、任意整理は有効な解決策になります。

任意整理は、裁判手続を使うことなく、司法書士や弁護士が代理人となって、クレジット会社等と支払方法について交渉して和解する手続です。

将来発生する利息を全額カットして、3年から5年間の分割払いで交渉を成立させるため、返済のゴールが明確になり、いつ払い終わるのかを確実に見通すことができます。一般的にクレジット会社は5年の分割払に応じるため、任意整理によって解決できるケースが多いです。

クレジットカードのキャッシングやリボ払いを利用していた場合、利息や手数料も支払わなければいけません。リボ払いは、毎月の支払額を一定に保てるため、急に高額な出費が必要になった時に負担が少ないなどのメリットがある反面、手数料が高額で、なかなか残高が減らないことも多いです。任意整理をすることにより、今後支払う利息をカットできるため、完済までの総支払額を大幅に減らすことができます。

ただし、クレジットカードを任意整理（債務整理）すると、購入した商品によっては引揚げの対象となります。自動車のように高額で容易に換価できるものは引揚げの対象になります。また、指輪などの貴金属も多くの場合は引揚げの対象となります。

その他注意点もございますので、借金のことでも悩んでいる方、任意整理を相談したいと考えている方は、遠慮なく当事務所にご相談ください。

お客様の声を紹介します

【債務整理のご相談—お客様の声—】

この度は私の不用意な金銭感覚により、多くの金融関係の皆様には御迷惑をお掛けしました。及び総合司法事務所の高井先生は最初から最後まで行き届いた対応をいただき、自己破産を裁判所から受け取りました。高井先生には、ただ感謝の思ひです。皆様には日本当に御迷惑申し分けありませんでした。それから私の生活は地道に生きて参ります。ありがとうございました。

杜来先生
自己破産の件では的確に資料作りをして頂き私の作った借金となくしていただき誠にありがとうございました。これからは反省しながら暮らしていきたいと思っております。お世話になりました。

当事務所では、平成5年の開業以来ずっと力を入れて取り組んできたのが、借金問題を解決する債務整理です。ご相談者の中には、家族に内緒で借金をしている方もいて、借金の問題について一人で悩みがちです。借金のことが頭から離れず大変な思いをされている方も多数いらっしゃいます。債務整理を依頼した後は、業者からの取立を止めて、支払いをストップすることもできますので、落ち着いて今後のことを考えられるようになります。多重債務は、解決できる問題です。まずは、お気軽にご相談ください！

ニューズレターをお読み頂きありがとうございます。ご意見・ご感想がありましたら、なんなりとお寄せください。（担当：司法書士 高井和馬）


あいわ総合司法書士事務所



〒001-0032

札幌市北区北32条西4丁目1番7号コウメイビル2階

TEL : 011-738-1101 Fax : 011-738-1107

URL : <http://www.aiwas.jp/>

e-mail : info@aiwas.jp

